

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 17 号

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第2備考3中「おいては、所得税法」の右に「第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）」を、「第41条の2」の右に「、第41条の3の2第4項から第6項まで」を加え、「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改め、同備考5中「第314条の7及び附則第5条第3項」を「第314条の7第1項（同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。）、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市老人福祉措置費徴収規則の規定は、平成21年7月分の老人福祉法第11条第1項第1号の規定による措置に要する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）